

○鳥羽志勢広域連合財政状況の公表に関する条例

〔平成11年11月24日〕
〔条例第35号〕

改正 令和5年3月9日 条例第1号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

（公表の時期）

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他避けることができない事故により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は事故のやんだときから1箇月以内において、これを公表しなければならない。

（公表の内容）

第3条 前条第1項の規定により6月に公表する財政状況においては、前年度10月1日から同年度3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

（1）歳入歳出予算の執行状況

（2）財産、地方債及び一時借入金の現在高

（3）広域連合関係市町（鳥羽志勢広域連合規約（平成11年三重県指令南企第2-85号）第2条に規定する関係市町をいう。）の負担状況

（4）前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ、財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を、その附表として添付することができる。

（公表の方法）

第4条 財政状況の公表は、鳥羽志勢広域連合公告式条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第1号）の定めるところにより行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月9日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。